

第10章 施策の達成状況に対する評価

1. 進行管理の考え方

施策の達成状況に関する評価は、前述した3つのまちづくり目標の進捗や妥当性を測る「評価指標」及び期待される効果を測るための「効果指標」をもとに、PDCAのマネジメントサイクルにより、進行管理を行うものとします。

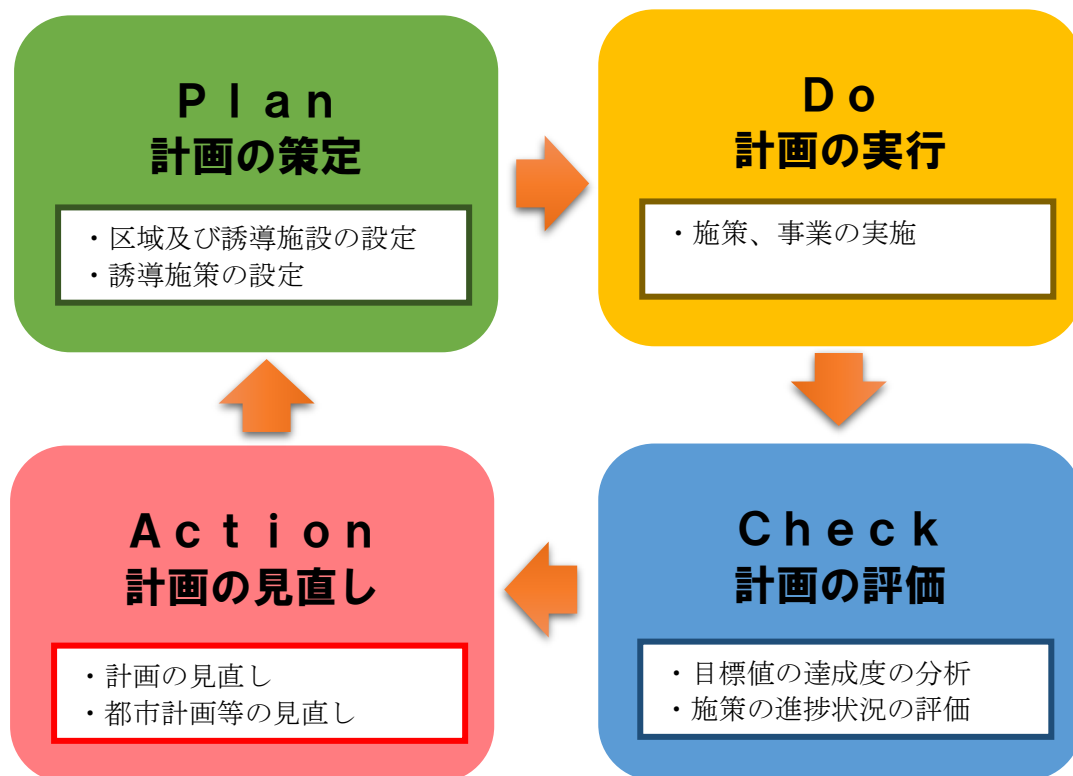


図 計画のマネジメントサイクルのイメージ

2. PDCAサイクルによる評価の実施（5年ごと）

「PDCA」のマネジメントサイクルによる評価は、都市再生特別措置法第84条の規定を踏まえ、5年ごとに実施し、都市計画審議会に報告します。

都市計画審議会においては、「評価指標」及び「効果指標」の各目標値の達成状況や、計画に位置づけた誘導施策の進捗状況などから、区域設定や誘導施策の妥当性等を評価、検証し、その結果を踏まえて誘導施策の充実・強化などに対する助言を得るとともに、必要に応じ、本計画や関連する都市計画の見直し等につなげます。